



## 令和3年度税制改正大綱個人所得課税編

### 令和3年度改正は経済再生へ負担減重視

令和3年度の税制改正は、新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済活動との両立がテーマ。減税重視のものとなっています。

### 住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除は、消費税増税対策で拡充した特例（控除期間13年）の適用期限が2年延長されます。また、夫婦2人・単身世帯への配慮から、この延長した部分に限り床面積要件が「40m<sup>2</sup>以上」に軽減されます。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| 入居：令和2年末まで<br>床面積：50m <sup>2</sup> 以上<br>所得：3千万円以下 | 入居：令和4年末まで<br>床面積：40m <sup>2</sup> 以上<br>所得：40~50m <sup>2</sup> 未満は<br>1千万円以下 |
|  |   |
|  |   |

現在では1%以下の金利でローンが組めることも多く、会計検査院から過大な優遇との指摘があり、今後の動向に注目です。

### セルフメディケーション税制の見直し

対象をより効果的なものに重点化し、手続を簡素化した上で5年延長されます。

| 改正前          | 改正後             |
|--------------|-----------------|
| 取組関係書類の提出が必要 | 明細書に取組に関する事項を記載 |

### ベビーシッター利用助成を非課税に

国や自治体からの子育て助成（ベビーシッター・認可外保育施設の利用料等）は、「雑所得」として課税されていましたが、子育て支援の観点から、非課税とする措置が講じられます。

### 退職所得課税の適正化

現行法でも特定役員退職手当等（勤続年数が5年以下の役員）については、1/2課税の適用が認められていませんでした。

今回の改正では、雇用の流動化等に配慮し、勤続年数が5年以下の従業員についても、退職所得控除後の残額が300万円を超える部分については、1/2課税の適用を認めないこととなりました。

### 〈勤続5年以下の従業員の退職所得〉

| 改正前     | 改正後   |
|---------|---|
| 1/2課税あり | 300万円以下部分<br>…1/2課税あり<br>300万円超部分<br>…1/2課税なし |



企業年金・個人年金に関する税制についても見直しが進められます